

学校いじめ防止基本方針

今治市立波方小学校
令和7年4月3日改定

1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行う。そして、全ての児童がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう積極的な取組を進める。

そのため、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるために、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携と協力の下、地域総がかりでいじめ問題を克服することを目指して行う。

2【学校が設置する組織】

波方小学校いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭、SSW、その他必要な関係者

重大事態等への対処のための組織

<構成員>

P T A、学校評議員、
今治市役所波方支所長、地域教育課長
住民サービス課保健師
ハートなんでも相談員、

<役割>

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組及び年間計画の作成
- 校内研修の企画及び計画的実施
- P D C Aサイクルによる学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- 重大事態への対処

<外部専門家>

<関係機関等>

今治発達支援センター
今治警察署
(波方駐在所)
主任児童委員

3【未然防止のための取組】

- 学校経営の充実
- 道徳教育の充実
- 人権・同和教育の充実
- 分かる授業づくり
- 仲間意識に支えられた集団づくりの推進
- 児童の主体的な活動の充実
- 規範意識の醸成
- 体験活動の充実
- インターネットを通じて行われるいじめに対する指導
- 教職員の研修の充実
- 学校相互の連携協力体制の整備

4【早期発見のための取組】

- 早期発見のための相談体制の整備と充実
- 児童についての教職員の共通理解（情報の共有、速やかな対応）
- 声掛け、見守り活動の充実
- 心のアンケート等調査の工夫
- 教育相談活動の充実
- 積極的な家庭訪問の実施
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握
いじめと疑われる行為を発見した際には、速やかに校長に連絡する。校長は、「波方小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、事実確認と実態把握を行う。
- 情報共有と組織的な対応
教職員は一人で抱え込まず、校長のリーダーシップの下、全教職員が情報を共有し、共通理解を図りながら学校組織として指導に当たる。
- いじめを受けた児童への支援、保護者への説明・支援
当該児童は全力で守る。保護者には、事実関係を説明し、よりよい解決に向けた支援を行う。
- いじめを行った児童への指導・支援、保護者への説明・支援
当該児童には、一定の教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。保護者には、事実関係を説明し、よりよい解決に向けた支援を行う。
- 周りの児童への指導
「波方小学校人権宣言」に基づき、人権感覚と仲間意識の高揚を図る。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応
児童及び保護者に対し、授業や講演会、PTA行事などの機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及・啓発を行う。
- 関係機関との連携
関係機関との連携を図り、協力的な体制づくりに努める。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 心の通った温かい家庭づくり
- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にする心と態度の育成
- 子どものサインに気付ける関係づくり
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導

地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見かけたときに、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導
- 「どの子にも注ぐ愛の目地域の輪」の具現化

7【いじめ防止対策年間計画】

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会 (生徒指導部会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート ジブンミカタプログラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート				○					○			
学校評価アンケート				○					○			

※ いじめが発生した場合には、迅速・適切に対処することができるよう全教職員が情報を共有し、共通理解を図る。

※ 児童及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事などの機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。